

補聴器の購入費の一部を助成 します

コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や、社会的孤立を防ぎ、高齢者等の社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

対象者

次の全てを満たす人

- 市内在住の18歳以上の人
- 医師★1により補聴器が必要と認められた人
- 市の他の補聴器助成の対象者★2でない人

★1 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は身体障害者

福祉法第15条第1項に基づく指定医に限ります。ホームページでご確認ください。

★2 障がい者の補装具費支給対象者、中等度以下難聴児補聴器購入費等助成制度対象者

助成の対象となる費用

- 補聴器★3 本体（1台分）
- 付属品★4
イヤモールド
充電器
電池

ご注意ください

★3 集音器は対象となりません。

補聴器は豊田市で補装具業者又は補聴器助成販売店として登録のある販売店で購入したものに限り、ホームページでご確認ください。

★4 付属品のみの購入は助成の対象とはなりません。

助成額

本人と同世帯の配偶者の市民税額により助成額の上限が異なります。

対象者の区分	助成額
本人と同一世帯の配偶者が市民税非課税の人	購入費用の半額 (上限3万円)
本人又は同一世帯の配偶者が市民税課税の人	購入費用の半額 (上限1万5千円)

問合せ

豊田市役所 高齢福祉課 (〒471-8501、西町3-60)

- TEL (0565) 34-6984
- FAX (0565) 34-6793

● 市ホームページ

<https://www.city.toyota.aichi.jp>



申請の流れ

1 申請書類の準備

申請に必要な以下 2 点の様式を準備します。

- ①申請書
- ②医師の意見書

様式は市高齢福祉課の窓口で受け取れます。

市ホームページからも入手いただけます。ホームページはこちらから→



2 医療機関を受診

医療機関（耳鼻咽喉科）★1を受診し②意見書★5を記載してもらいます。

★1 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医に限ります。

★5 必要事項（市の様式と同項目）が記載されていれば様式は問いません。

3 補聴器の購入

補聴器の販売店★6で補聴器を購入します。

領収書と明細書を必ず受け取ってください。（宛名は申請者）

★6 豊田市で補装具業者又は補聴器助成販売店として登録のある販売店に限ります。

4 申請書類を提出

補聴器購入から30日以内に市高齢福祉課に以下8点の書類を提出します

- ①申請書
 - ②医師の意見書★7
 - ③補聴器の領収書又は支出があったことが分かる書類の写し
 - ④補聴器の領収書（③）の内訳の分かる明細書の写し
 - ⑤豊田市で補装具業者又は補聴器助成販売店として登録を受けている販売店で購入したことが分かる書類の写し
 - ⑥（豊田市で確認できない場合）
本人と同一世帯の配偶者の市民税額が確認できる書類（所得課税証明書等）
 - ⑦請求書
 - ⑧振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）
- ★7 補聴器購入日以前に記載されたもので、記載から5か月以内のもの

5 交付決定通知

市から交付決定通知が届きます。通知が届いてから概ね2週間後に請求書に記入された振込先口座に助成金が振り込まれます。